廃棄物処理基準等専門委員会

平成27年11月16日

資料 5

産業廃棄物最終処分場の放流水等に係る直近3カ年の実態調査結果

1 管理型最終処分場の浸出水及び放流水の状況

(1)調査対象

全国の管理型最終処分場において、平成 23 年度から 25 年度に実施された浸出水及び 放流水の水質検査結果(依頼に対して提供されたデータを集計)。

(2)調査結果

浸出水 $^{1)}$ 及び放流水とも現行基準値 (0.3 mg/L) を超過している施設はなかった。また、浸出水及び放流水とも環境基準の 10 倍値 (0.1 mg/L) を超過している施設もなかった。

1)廃止確認時にのみ基準を適用する。

表1 管理型最終処分場 浸出水の状況

項目		トリクロロエチレン(mg/L)				
		H23 年度	H24 年度	H25 年度		
最大値	(mg/L)	0.03	0.03	0.03		
中央値	(mg/L)	0.003	0.003	0.003		
処分場数	(ヶ所)	112	112	112		
現行基準値超過数	(ヶ所)	0	0	0		
環境基準 10 倍值超過数	(ヶ所)	0	0	0		
調査回答施設数	(ヶ所)	45	45	46		

注1)平成27年度調査結果による。

注 2)調査結果(測定値のアンケート)が定量下限値未満の場合は当該数値とみなして算出。

注3)中央値とは、各最終処分場の測定結果の最大値を、小さい順に並べたとき中央に位置する値である。

表2 管理型最終処分場 放流水の状況

項目		トリクロロエチレン(mg/L)			
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	
最大値	(mg/L)	0.3	0.03	0.3	
中央値	(mg/L)	0.002	0.002	0.002	
処分場数	(ヶ所)	684	675	667	
現行基準値超過数	(ヶ所)	0	0	0	
環境基準 10 倍值超過数	(ヶ所)	0	0	0	
調査回答施設数	(ヶ所)	369	389	382	

- 注 1)平成 24、25、26 年度調査結果による。
- 注 2)調査結果(測定値のアンケート)が検出下限値未満(N.D.)の場合はゼロとみなし、検出下限以上、定量下限未満の場合には、定量下限値の 1/2 とみなして算出。
- 注3)中央値とは、各最終処分場の測定結果の最大値を、小さい順に並べたとき中央に位置する値である。

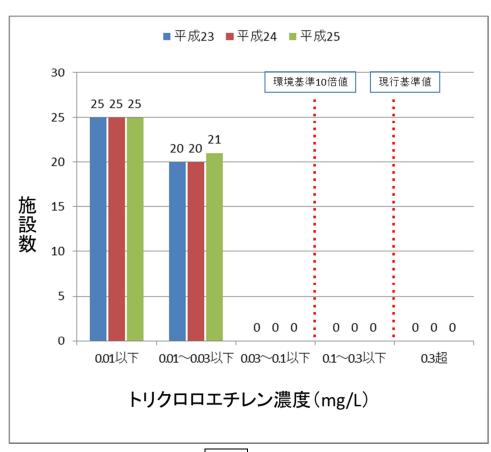


図 1 管理型最終処分場 浸出水中のトリクロロエチレン濃度分布

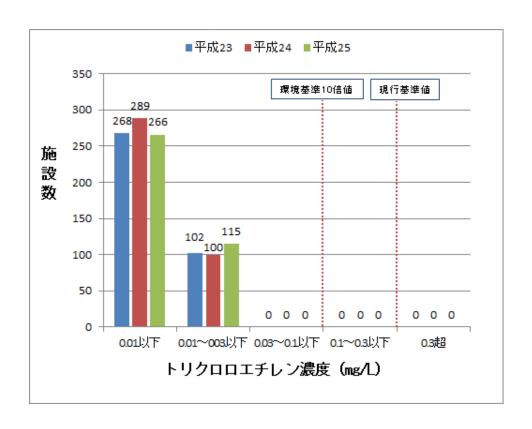


図2 管理型最終処分場 放流水中のトリクロロエチレン濃度分布

2 安定型最終処分場の浸透水の状況

(1)調査対象

全国の安定型最終処分場において、平成 23 年度から 25 年度に実施された浸透水の水質検査結果(依頼に対して提供されたデータを集計)。

(2)調査結果

浸透水の現行基準値(0.03mg/L)を超過している施設はなかった。また、環境基準値(0.01mg/L)を超過している施設が5施設(平成23年度4施設、平成24年度4施設、平成25年度5施設)あったが、当該5施設は全て測定した時の定量下限値が環境基準値を上回っており測定結果は定量下限値未満であったため、基準値を下げる影響について評価できないが、当該5施設のうち3施設は平成26年度に定量下限値を下げて測定を行っており測定結果は環境基準値を下回っていた。

表3 安定型最終処分場 浸透水の状況

項目		トリクロロエチレン (mg/L)			
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	
最大値	(mg/L)	0.03	0.03	0.03	
中央値	(mg/L)	0.002	0.002	0.002	
処分場数	(ヶ所)	426	426	426	
現行基準値超過数	(ヶ所)	0	0	0	
環境基準値超過数	(ヶ所)	(4)	(4)	(5)	
調査回答施設数	(ヶ所)	315	319	320	

- 注1)平成27年度調査結果による。
- 注 2) 調査結果 (測定値のアンケート)が定量下限値未満の場合は当該数値とみなして算出。
- 注3)中央値とは、各最終処分場の測定結果の最大値を、小さい順に並べたとき中央に位置する値である。
- 注 4) 括弧内の環境基準値超過施設は全て、測定した時の定量下限値が環境基準値を上回っており測定結果は定量下限値未満であったものであり、環境 基準値を上回っている可能性があるものである。



図3 安定型最終処分場 浸透水中のトリクロロエチレン濃度分布